

# 令和5年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務 公募型プロポーザル実施要項

## 1. 目的

本要項は、「令和5年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 : 令和5年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務
- (2) 業務内容 : 別紙「令和5年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 : 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務場所 : 久留米市内

## 3. 予算額

見積金額は支援先企業への訪問1回あたりの金額とし、見積金額の上限は、40,909円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

※以下を含む。

人件費（専門家謝金等）、旅費（専門家派遣に係る交通費等）、印刷製本費、消耗品費 など

## 4. 実施形式

公募型

## 5. スケジュール

令和5年	4月26日（水）	公募開始
令和5年	5月15日（月）	質問書受付締切
令和5年	5月17日（水）	質問書に対する回答
令和5年	5月23日（火）	参加申込書等の提出締切
令和5年	5月26日（金）	提案書等の提出締切
令和5年	6月1日（木）頃	候補者選定の審議
令和5年	6月5日（月）頃	審査結果通知書の送付
令和5年	6月7日（水）頃	契約締結

## 6. 参加資格

プロポーザルに参加することができる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
  - ・ 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
  - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 概ね過去5年以内に中小企業のための専門家派遣事業等（経営改善、IT、生産性向上、販路開拓、人材確保・育成等）の受託実績があること。

## 7. 質疑・応答

### (1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第7号）を電子メール又はFAXにて、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡を行うこと。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

### (2) 期限

令和5年5月15日（月）午後5時15分まで（必着）

### (3) 回答方法

令和5年5月17日（水）午後5時15分までに、久留米市の公式ホームページ（トップ>組織からさがす>商工観光労働部商工政策課>商工観光労働部商工政策課からのお知らせ）において、質問事項及び回答内容を公表するものとする。

## 8. 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、エ、オは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

ア 参加申込書（様式第1号） 1部

- イ 参加資格に係る申立書（様式第2号） 1部
- ウ 役員等調書及び照会承諾書（様式第3号） 1部
- エ 履歴事項全部証明書（個人の場合、身分証明書） 1部
- オ 納税（滞納なし）証明書（下記参照） 1部
- カ 会社（業務）概要（様式第6号） 1部

※ 本市の名簿登録者の場合、ウ、エ、オは不要。

※ 参加申込事業者が、公社等外郭団体（注1）の場合は、ウ、エ、オ、カは不要。

（注1）福岡県の場合は「福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱」第2条に定める団体

[納税証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明書を提出。入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書発行所	法人	個人
市外 (県外)	市外 (県内)	市内・ 準市内		税目			
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	所轄 税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税 事務所	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
—	—	○	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
—	—	△	久留米市国民健康保険	国民健康保険	久留米市	不要	

（例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例2：県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出）

(2) 提出期間及び時間

令和5年4月26日（水）から令和5年5月23日（火）（土日祝日を除く。郵便の場合は、消印有効。）までの午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達

されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出場所

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

ア 企画提案書（任意様式）。ただし、様式第4号を添付すること。

（「10. 企画提案書作成方法」を参照）

イ 価格提案書（様式第5号又は任意様式） 1部

(2) 提出期限及び時間

令和5年5月26日（金）午後5時15分必着

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出場所

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

10. 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

ア 表紙 「令和5年度久留米市中小企業DX促進診断事業実施業務企画提案書」と記載。

イ 様式 日本工業規格A4版縦型・長辺綴じ（両面印刷可）

ウ 提出部数 6部（正本1部、副本5部）。

副本5部からは会社名を除くこと。

(2) 構成とポイント

ア 企画提案書は、下表に示す構成とし、表に示す内容については必ず記載すること。

イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。

ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。

エ 企画提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

	構成	ポイント
1	基本方針	本市の状況、課題等を踏まえた業務目的達成のための基本的な考え方、実施方針等を記載のこと。

2	スケジュール	契約から事業実施、実績報告までの全体的なスケジュールを記載のこと。
3	業務遂行体制	業務を的確に実施するための、人員配置・体制及び運営方法等を記載のこと。
		支援を担う専門家の経歴・保有資格・支援実績等を記載のこと。
4	企画力	支援先企業への訪問診断・提案業務に係るアイデアとその効果及び実現可能性について記載のこと。なお、想定される中小企業が抱える課題と、解決に向けた提案内容の具体例を示すこと。
		訪問診断・提案業務に使用する提案書等の様式案を記載のこと。
5	広報	参加企業を広く募るための方法、手段等について、見積上限金額の範囲内で可能なものを記載すること。
6	その他	その他、見積上限金額の範囲内において、本市にとって有益な提案があれば記載のこと。
7	業務実績	本業務に活かすことのできる同種・類似業務の実績を、そのポイントとともに記載のこと。

#### 1 1. 審査方法

提案書等については、久留米市職員により構成するプロポーザル審査委員会において総合的に評価・審査し、契約候補者を選定する。なお、提案内容については、評価基準に基づき評価を行う。

#### 1 2. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

#### 1 3. 審査結果

- (1) 通知方法 企画提案書を提出した全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和5年6月5日(月) 【予定】

#### 1 4. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 見積書の金額が3. 予算額を超過した場合

#### 1 5. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

#### 1 6. その他

##### (1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17. 問い合わせ先」に提出すること。

##### (2) 提出書類

ア 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

##### (3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

##### (4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

##### (5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

17. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市商工観光労働部商工政策課（担当 木下、箔谷）

電話 0942-30-9133 F A X 0942-30-9707

電子メールアドレス syoko@city.kurume.lg.jp